

特記仕様書

(適用及び定義)

第1条 本仕様書は、西原町が発注する西原東こども園アクセス通路地盤変動影響調査業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 本仕様書に明示されていない事項については、用地調査等共通仕様書に基づき実施すること。

(業務目的)

第2条 西原東こども園アクセス通路整備工事実施に伴い、工事予定地周辺において地盤変動等による建物への影響可能性が懸念されることから、近隣物件等の現況把握を行うため、地盤変動影響調査事前調査を行うことを目的とする。

(履行場所及び期間)

第3条 本業務の履行場所は、沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅地内とする。

2 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年10月17日までとする。

(図書等の貸与)

第4条 発注者は、受注者に対し、本業務に必要な関係図書等を貸与するものとする。

(業務内容)

第5条 業務内容は次のとおりとする。

(1) 打合せ協議 3回/業務

(2) 現地踏査 1業務

(3) 事前調査 建物等の調査

非木造建築物（用途区分）イ 200㎡以上 400㎡未満 1棟

非木造建築物（用途区分）イ 200㎡未満 1棟

(調査職員)

第6条 調査職員は、契約書第2条に規定する指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。

(主任担当者)

第7条 受注者は、本業務における主任担当者を定め、契約締結後14日以内に発注者へ通知しなければならない。

2 主任担当者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の保証業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めたものであり、日本語に堪能でなければな

らない。

- 3 主任担当者は、本業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証を行わなければならない。
- 4 主任担当者は、次条第2項の定めによる照査結果の確認を行わなければならない。
- 5 主任担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の能力を有する技術者に替えるものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

- 第8条 受注者は、本業務における照査技術者を定め、契約締結後14日以内に発注者へ通知しなければならない。
- 2 受注者は、前条第3項に規定する検証が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。
 - 3 照査技術者は、主任担当者と同等の知識及び能力を有する者でなければならない。
 - 4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項等を定めなければならない。
 - 5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名の上、主任技術者に提出するものとする。
 - 6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の能力を有する技術者に替えるものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(業務従事者及び担当技術者)

- 第9条 受注者は、本業務の実施に当たり、業務従事者として十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち、担当技術者を定める場合は、契約締結後14日以内発注者へ通知しなければならない。
 - 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(業務の着手)

- 第10条 受注者は、契約締結後14日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任担当者が本業務の実施のため調査職員との打ち合わせを行うことをいう。

(提出書類)

- 第11条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を発注者に遅延なく提出しなければならない。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、契約時又は契約変更時において測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正の時に、業務実績情報として「業務カルテ」を作成するものとする。その後、発注者の確認を受けた後、契約締結後15日以内（休日を除く）に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。

（業務遂行上の遵守基準）

第12条 受注者は、本業務の遂行に当たって、その精度を高めるために最大限の努力を払い、与えられた条件を満足し、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を提出しなければならない。

2 受注者は、本業務に係る一切の機密を厳守し、その成果を他に漏らしたり転用したりしてはならない。また、みだりに地元住民の感情を刺激することのないよう言動に十分注意しなければならない。

（現地踏査）

第13条 受注者は、本業務の着手に先立ち、業務区域の現地踏査等を行い、現地の状況を十分に把握するものとする。

（作業計画の策定）

第14条 受注者は、契約締結後14日以内に、本仕様書及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、発注者に提出しなければならない。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時を含む。）
- (10) 照査計画
- (11) その他

（立入り）

第15条 受注者は、測量及び調査等のために権利者が占有する土地等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、土地等の権利者から立入りの同意を得ることができないときは、遅延なく発注者

に報告し、その指示を受けなければならない。

(身分証明書の携帯)

第16条 受注者は、発注者から測量及び調査等に従事する者の身分証明証の交付を受け、業務に従事する者に携帯させなければならない。

2 測量及び調査等に従事する者は、権利者から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明証を提示しなければならない。

3 受注者は、本業務が完了したときには、速やかに当該身分証明証を発注者に返納しなければならない。

(検査及び訂正)

第17条 受注者は、調査職員立会いにより、成果品の照会及び書類検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査の結果、成果品に不備又は手直しの必要が生じた場合、調査職員の指示に従い受注者の責において訂正しなければならない。

(成果品)

第18条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 調査区域位置図

(2) 調査区域平面図

(3) 建物等調査一覧表

(4) 建物等調査書(平面図・立面図等)

(5) 損傷調査書

(6) 写真台帳

(7) その他発注者が必要と認めた資料

(8) 電子データ CD-R(成果品は、CAD・Excel等とすること)

(安全性の確保)

第19条 受注者は、本業務の実施に当たって、道路交通法等の関係法規を遵守し、交通状況を十分に把握して技術者は基より、第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。また、万が一、本業務に起因して第三者に危害を与えた場合は、受注者の責任においてこれを解決すること。

(疑義事項)

第20条 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。